

合同追悼所の整備に伴う名張市東山墓園の設置及び管理に関する
条例の一部改正について

1. 条例改正の背景

東山墓園第1期の崩落箇所の本復旧工事については、令和3年3月に園路・崩落箇所の復旧工事を終え、令和3年度は、合葬式による合同追悼所を整備します。合同追悼所の整備に伴い、本追悼所を少子高齢化や核家族化の進展による墓の承継者不足等に悩まれている方の墓園ニーズ等に対応し、合葬式墓所として使用に供するため、名張市東山墓園の設置及び管理に関する条例の一部改正を行います。

なお、合同追悼所の整備及び墓所の申込み等については、次のスケジュールにより実施する予定です。

【スケジュール】

年月	R3	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
整備概要等												
東山墓園災害復旧工事（敷地整備工事含む）	→			(国の完了検査)								
合同追悼所整備工事				(契約事務)			→					
令和3年度被災墓所追悼式										●		
一般墓所及び合葬式墓所申込開始等							●		●		→	

2. 改正の概要

合同追悼所を整備し、合葬式墓所として使用に供するため、従前の「墓所」を「一般墓所」に改め、新たに「合葬式墓所」の章を追加し、必要な手続等を定めます。

- (1) 合葬式墓所に、合葬室及び記名板を置きます。
- (2) 合葬式墓所の使用者は、市長に申請し、許可を受けなければならないこととします。ただし、平成29年台風第21号による豪雨（以下「平成29年豪雨」といいます。）により崩落の被害を受けた一般墓所に埋蔵されていた焼骨等の埋蔵を目的とする場合は、この限りではありません。
- (3) 合葬式墓所の使用許可の申請ができる者は、次のとおり定めます。
 - ・親族等（民法第725条に規定する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内姻族）その他密接な関係を有する者と認められる者）の焼骨等を所持し、当該焼骨等を埋蔵しようとする者
 - ・自己の生前において、自己の焼骨等を埋蔵するために使用許可を受けようとする者（当該焼骨等に係る祭祀を主宰すべき者がいる場合に限ります。）
 - ・合葬式墓所に改葬しようとする者
 - ・市長が特に必要があると認める者
- (4) 合葬式墓所の使用料を、次のとおり定めます。

合葬室	1体につき	55,000円
記名板	1枚につき	33,000円

- (5) 合葬式墓所の合葬室に係る使用料について、次のとおり減免規定を定めます。
- ・一般墓所の許可を受けた者が、これを返還し合葬式墓所へ改葬する場合
 - ・平成29年豪雨により崩落の被害を受け、一般墓所の使用ができなくなった者として認められる場合
 - ・市長が公益上特に必要があると認めた場合

3. 施行日

公布の日から起算して4月以内の規則で定める日

(参考)

○東山墓園第1期の園路・崩落箇所の復旧状況（令和3年4月30日現在）



園路復旧



合同追悼所敷地



ほ区復旧後

○合同追悼所（合葬式墓所）の概要

- ・施設規模 地下 合葬室（約1,000体を埋蔵見込）、防湿対策
地上 モニュメント、碑、献花台、記名板

※市が建立するものであるため、無宗教とします。

※モニュメントは球体とし、碑（黒御影石調）は荷担滝をイメージしています。

碑の裏に、碑文（追悼のことば）を刻みます。

※献花台（黒御影石調）だけとし、火気を扱うものは配置しません。

- ・市主催の被災墓所追悼式を毎年開催（10月第3日曜日）



合同追悼所イメージ①



合同追悼所イメージ②